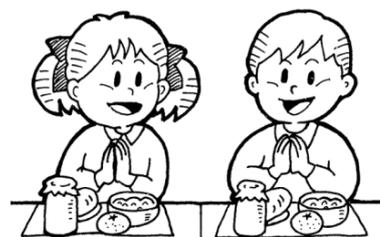


保護者の皆様へ

平成31年度からの学校給食費の改定について（お知らせ）



秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市教育行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市の学校給食費につきましては、県内の平均よりもかなり低い1食単価で、子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいりました。

しかしながら、食材費の高騰、献立の多様化などを背景に、文部科学省が示す学校給食摂取基準の確保、献立内容の維持が困難な状況となっております。

そのため、平成31年度から学校給食費を以下のとおり改定することとしました。

保護者の皆様にご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成30年10月

下松市教育委員会 学校給食課

どのように改定されるの？

現行（平成26年度改正）

学校の別	1食単価	年 額	徴収額 (5月～2月)	徴収額 (3月精算額)
小学校	230円	43,700円	4,000円	3,700円
中学校	290円	47,850円	4,400円	3,850円



改定後（平成31年4月から）

学校の別	1食単価	年 額	徴収額 (5月～2月)	徴収額 (3月精算額)
小学校	255円	48,450円	4,500円	3,450円
中学校	305円	50,325円	4,600円	4,325円

※年間の実施日数を小学校190日、中学校165日と仮定して計算しています。

（実際は学校、学年行事などにより異なります。）

【参考】給食費の県内平均は小学校255.6円/食、中学校295.4円/食です。

（平成30年4月現在）

改定がなぜ必要なの？

給食の基本物資である主食（ごはんやパン）と牛乳の価格が上昇したことにより、副食（おかずや汁物、デザートなど）を減額することで、給食の提供に努めてまいりました。しかし、副食の材料となる野菜や肉の価格も年々上昇してきており、現在の給食費では、献立の多様性や質、そして児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが困難な状況です。

このまま値上げをせずに、現在の給食費を据え置くと、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など、安全安心で栄養バランスのとれた魅力ある給食の提供ができなくなります。また、食育の観点からも給食のよりいっそうの充実が望まれることから、給食費の改定を行うこととなりました。

保護者から徴収した給食費は何に使われているの？

全額、子どもたちが食べる給食の食材費に使われています。給食を作るために必要な光熱水費や人件費などの経費は税金で支出しています。

改定額をどのように決めたの？

学校長、PTA会長、学識経験者などで構成される小学校・中学校それぞれの給食センター運営委員会で、平成29年度から平成30年度にかけて慎重に議論され、改定額について決定されました。その後、下松市・下松市教育委員会において最終決定し、施行規則等が改正されました。

消費税が10%になったときはまた改定するの？

当面は改定後の金額で据え置かれることとなります。

給食費の改定により納付が難しくなる場合はどうしたらよいの？

経済的な理由により給食費の納付が困難な場合は、給食費や教材費などを援助する制度（＝就学援助制度）がありますので、学校教育課（☎0833-45-1868）へご相談ください。

■お問い合わせ先 下松市教育委員会 学校給食課
小学校給食センター ☎0833-48-9409
中学校給食センター ☎0833-43-7705